

＜輪之内中学校＞ 生活と学習の手引き

令和6年度版



輪之内町立輪之内中学校

Tel 0584-69-3115

Fax 0584-69-4445

目次

< 生活の手引き >

○輪之内中学校の目標	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○輪之内中学校 生徒会会則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3
○輪之内中生としての約束	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○服装	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○頭髪・学習用具	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○輪之内中学校 1 日の学校生活	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7~8
○自転車通学について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○輪中三宣言、ルールについて	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
「輪中人権宣言」「輪中交通安全宣言」「輪之内町情報モラル宣言」「輪中タブレットルール」		
○気象警報等の発表時における休業及び登下校について	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○全国瞬時警報システム(J-アラート)が発信された場合の 対応について	・・・・・・・・	12~13

○輪之内中学校の目標

《教育目標》

ひとりだちのできる生徒

～自ら考え、よりよく判断して主体的に行動できる生徒～

《校訓》

開 拓 精 神

《目指す学校像》

**「今日も楽しかった。また明日も来たい！」
と思える学校**

《目指す生徒像》

「さわやかさ」と「活力」に満ちた輪中生
認められている安心感 学び合っている充実感
成長できた達成感

輪之内中学校の校章



昭和22年9月22日制定

《自治を誇る生徒会》

- 「伝統の三本柱」（掃除、福祉、合唱）による生活改善
 - ・葛藤を乗り越え協力する心
 - ・美しさを求めるひたむきな心
 - ・誰かのために進んで何かができる思いやりの心
- 生徒主体の活動の充実
- よりよい町づくりへの参画

輪之内中学校 生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は輪之内中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 本会は、学校及び地域社会の協力を得て、お互いが幸福になるように、自治的活動を盛んにして、個性豊かな社会性を養い、進んでよい校風をつくることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は本校生徒全員を会員とする。

第4章 組織

第1節 生徒会役員とその任期・任務

第4条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、執行委員4名。

第5条 役員は全会員の直接選挙によって選び、学校長が任命する。

第6条 役員の任期は、前期・後期のそれぞれ1期間とする。

第7条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は常に会長を補佐し、会長不在のときは任務を代行する。
- (3) 執行委員は議事を記録し、その書類を保管する。

第2節 執行部会

第8条 部会は生徒会役員によって組織する。

第9条 執行部会は生徒会における執行権をもち、生徒会運営をする。また、学年執行部と連絡を密にする。

第3節 生徒総会

第10条 生徒総会は生徒会最高の審議機関であって、生徒全員の参加によって行う。

第11条 生徒総会は生徒会長の招集によって開かれ、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改正
- (2) その他の必要事項

第12条 必要に応じて、生徒議会の承認を得て臨時総会をもつことができる。

第4節 生徒議会

第13条 生徒議会は、第2章の目的達成に必要な事がらを議決する権限がある。

第14条 生徒議会は、学級委員2名と生徒会執行部、専門委員長で組織する。

第15条 議長は生徒会長が任命する。

第16条 生徒議会は全議員の3分の2以上の出席がなければ開会できない。

第 17 条 生徒議会は、執行部においてその必要を認めた場合、生徒会長が招集する。

第 18 条 議決の方法は議員の多数決による。

第 5 節 委員会

第 19 条 委員会は、活動内容によって各種委員会をおく。

第 20 条 各種委員会は、校風・学習・文化・美化・福祉・健康・(選挙管理)の委員会をおく。

第 21 条 各種委員会は学年の状況等を踏まえながら、各学級から選ばれた 2～3 名によって組織し、専門委員長は校長が任命する。専門委員長は生徒議会に出席し、意見を述べる事ができる。

第 22 条 各種委員会は、それぞれの顧問の指導を受ける。

第 6 節 学級活動

第 23 条 学級活動は各学級の全員をもって組織し、学級全般の問題について討議・実践をする。

第 24 条 学年執行部は、学級委員(男女 1 名ずつ)と班長 6 名によって組織する。

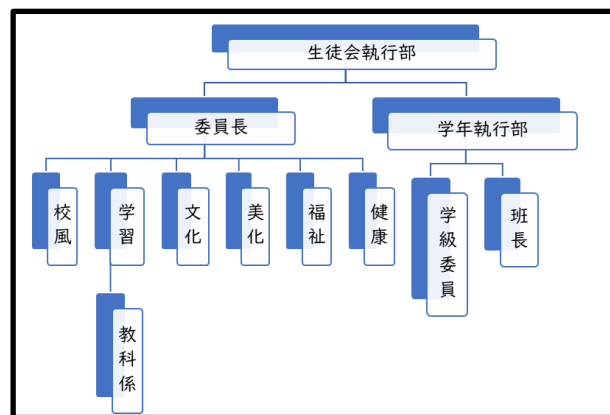
各班に担当する委員会を位置づける。

第 25 条 学級には、学級執行部ならびに第 20 条の委員を選び、第 2 章の目的を果たすために、全員が活発に活動する。

第 7 節 生徒会組織図

第 26 条 生徒会組織図を右のようにする。

生徒会組織図に従い、生徒会が主体となって取組や行事の計画を行うなど、お互いが積極的に関わりをもてる生徒会活動を目指す。



第 5 章 選挙

第 27 条 選挙は選挙管理委員会によって行う。

第 28 条 選挙施行についての細部の規定は、選挙管理委員会決定し発表する。

第 6 章 集会

第 29 条 生徒集会は生徒会執行部において適切な集会プログラムを計画して、その運営を行う。

第 30 条 学年集会は学年執行部が、学年ごとに集会プログラムを計画して、その運営を行う。

第 7 章 最高決定権

第 31 条 生徒会のすべての問題に対する最終の決定権は校長にある。

第 8 章 改正

第 32 条 会則の改正は議会において行い、生徒総会の承認を受ける。

※平成 30 年 3 月 31 日 一部改正

※令和 2 年 3 月 31 日 一部改正

※令和 3 年 2 月 16 日 一部改正

※令和 6 年 3 月 31 日 一部改正

輪之内中生としての約束

1 校内生活

○登下校

- ・登校…7時50分～8時05分の間に登校します。
※7時50分前には登校せず、8時05分には教室にいるようにします。
- ・下校…完全下校時刻を守ります。
- ・登下校…自転車で通学する場合は、交通ルールと「自転車通学について(9ページ)」の記載事項を守ります。
- ・欠席・遅刻の場合は、保護者から必ず連絡を入れます(スマート連絡帳を活用)。8時00分までに連絡を入れます。
- ・登下校は通学路を守り、許可なく自転車通学をしません。
- ・自転車に乗るときはヘルメットを着用します。
- ・登下校中(休日に部活動等で登下校する場合も含む。)に、飲食店や自動販売機等は利用しません。
- ・登校後は、先生の許可なく校外に出ません。

○日常生活

- ・先生、友達、来校者など、だれにでも笑顔で気持ちのよいあいさつをします。
- ・仲間には、だれにでもさん付けで呼びます。
- ・教室内は、机列、学校の物、個人の物など、常に整理整頓をして環境美化に努めます。
- ・すべての物に、氏名を記入します。
- ・廊下、階段は静かに右側を歩きます。
- ・掃除は体操服又はジャージで、黙働掃除をします。
- ・靴のかかとを踏まずに生活します。

○学習活動

- ・始業2分前までに席に着き、学習の準備をします。(授業前学習の充実)
- ・授業中は「傾聴(聴く・話す)」の姿勢を大切に、仲間と高め合いながら学習します。
- ・挙手はひじをまっすぐにのぼし、指名されたときは「はい」と気持ちよく大きな声で返事をします。

○公共物

- ・学校の施設設備は大切に扱います。
- ・トイレのスリッパは次の人が使いやすいようにそろえます。
- ・万が一公共物を破損した場合は、必ず学級担任に報告し、「破損届」を提出します。

○所持品

- ・学校生活及び授業に必要な物以外は学校へ持ってきません。また、必要のない金銭、貴重品も持ってきません。
- ・携帯電話、スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機などを学校生活はもちろんのこと、地域行事や部活動試合等には持って行きません。

○部活動(地域スポーツ文化活動)

- ・チームの目標や個人の目標達成のために、積極的に参加します。
- ・欠席・遅刻の場合は、必ず連絡を入れます。

2 校外生活

○休日でも学校の自転車通学のルールを守ります。

○外出する際は、保護者に「誰と、どこへ、どんな用事で、いつ帰宅するか。」を必ず伝えます。

○生活の記録と自主学習を毎日提出します。

○子ども会、ボランティア等の地域行事には進んで参加します。

○法律や条例で定められていることを遵守します。

※「喫煙・飲酒」「万引き・盗み・恐喝」「薬物乱用」「無免許運転」「暴力行為」「深夜徘徊」「インターネットを利用した誹謗中傷」「ゲームセンター等の制限時間外の入場」などは絶対にしません。

○河川や水路、池で泳ぎません。

○子どもたちだけで花火や火遊びはしません。

○道路上で危険な遊びはしません。

○保護者に無断で友達の家を外泊はしません。

○スマートフォン・タブレット端末等は「輪之内町情報モラル宣言」「輪中タブレットルール」を守って使います。

3 服装について

(1) 冬の制服・夏の制服について

※気候や天候に合わせて選択します。

<冬服>

- ・黒の学生服の上下で標準型を基本とする。
- ・白いカラーを使用する（ただし、カラーはないが白いラインの入った制服もよい）。
- ・学生服の下に着る服は、白の体操シャツ、白のカッターシャツとする。
- ・セーターやトレーナーを着用する場合は、制服のえりやすそ、袖から見えないようにする。パーカーは着ない。
- ・ズボンのすその長さはくつにかかる程度とし、腰の高さではくことをしない。

<冬服>

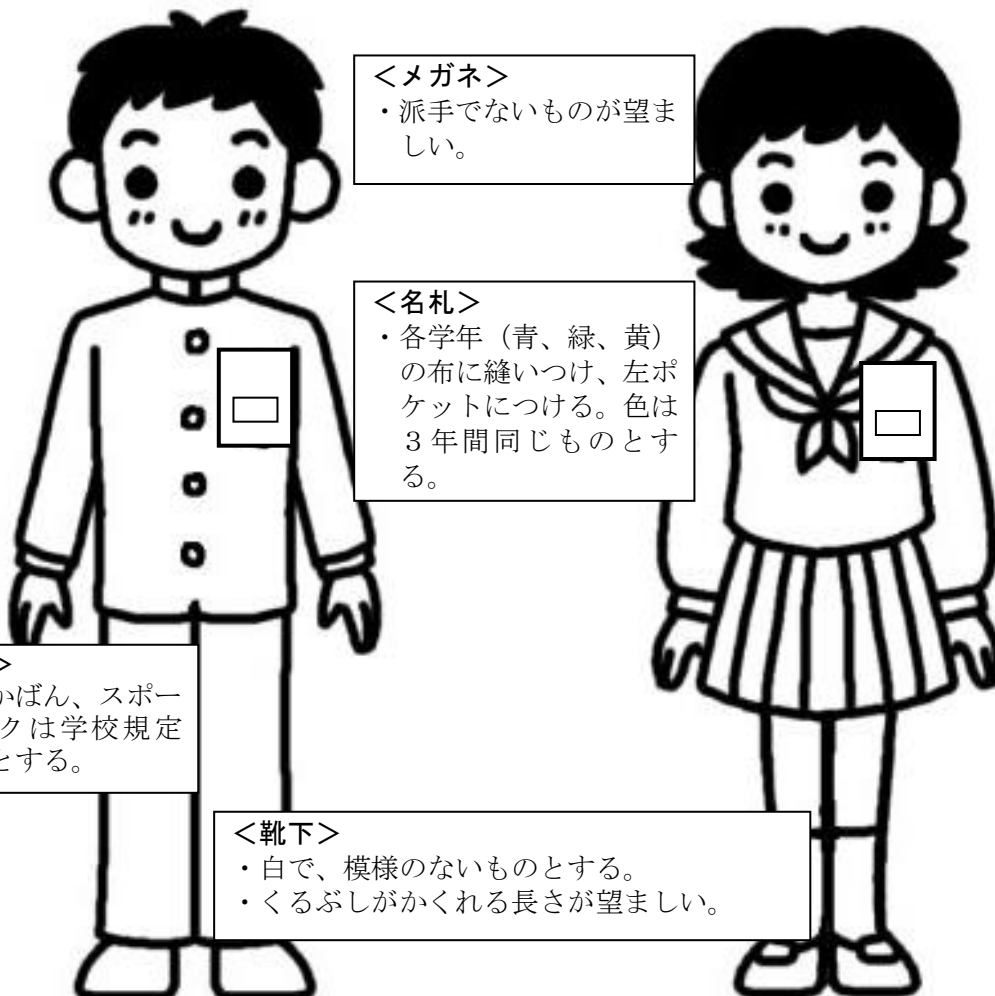
- ・紺のセーラー服で、白線は3本のものを基本とする。
- ・スカートのひだは、20～30とする。
- ・スカートの丈は、ひざがかくれるようにする。
- ・ネクタイはえんじ色ひも状で、学校指定のものとする。
- ・セーラー服の下に着る服は、襟の外へ出ないもので、白の体操シャツ又は白のシャツとする。
- ・セーターやトレーナーを着用する場合は、制服のえりやすそ、袖から見えないようにする。パーカーは着ない。
- ・袖のボタンはとめる。

<夏服>

- ・白のカッターシャツ又は開襟シャツを着用する。
- ・ズボンは黒の学生ズボンで標準型を基本とする。すその長さはくつにかかる程度とし、腰の高さではくことをしない。
- ・カッターシャツの下に着るものは、白の体操シャツ又は華美でない無地のシャツを着用する。
※必ず肌着を着用する。

<夏服>

- ・白のセーラー服を基本とする。
- ・スカートのひだは、20～30とする。
- ・スカートの丈は、ひざがかくれるようにする。
- ・ネクタイはえんじ色ひも状で、学校指定のものとする。
- ・セーラー服の下に着る服は、襟の外へ出ないもので、白の体操シャツ又は華美でない無地のシャツとする。
※必ず肌着を着用する。



<メガネ>

- ・派手でないものが望ましい。

<名札>

- ・各学年（青、緑、黄）の布に縫いつけ、左ポケットにつける。色は3年間同じものとする。

<かばん>

- ・通学用かばん、スポーツバックは学校規定のものとする。

<靴下>

- ・白で、模様のないものとする。
- ・くるぶしがかくれる長さが望ましい。

(2) 頭髪・防寒具・靴について

<頭髪>

- ・学習、運動に支障のないさわやかな頭髪とする。頭髪の染色、脱色及びパーマは禁止。
- ・整髪料を使わない。
- ・前髪は目にかからないようにする。(黒・紺・こげ茶のヘアピンで留めてもよい)
- ・髪が肩にかかる場合は髪留めのゴムで結ぶ。(色は黒・紺・こげ茶)

<防寒具>

- ・防寒具として使用してよいものは、ウインドブレーカー、ベンチコート等とする。色は、黒、紺、グレー、ベージュ等とし、コートの長さは、膝丈とする。
- ・防寒具は、かばんの中又はロッカーの中にたたんで入れる。
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋は使用可。コートの中に入りきららないような長いマフラーは使用しない。
- ・防寒のため、タイツやストッキングを着用してもよい。(黒、ベージュ等の華美でないもの)
- ・ニット帽は使用しない(安全上ヘルメットをしっかりと着用する)。
- ・マフラーは短くして使用する(自転車の前輪への巻き込みの危険があるため)。
- ・コート、マフラーなどの防寒具は、校舎内では着用しない。
- ・耳あては、音が聞こえにくいいため、安全のことを考えて使用しない。
- ・授業中の防寒のために、ブランケットを使用してもよい(華美でないもの)。

<上靴>

- ・学校指定のものを使用する。(かかとに必ず記名) ラインの色は各学年とも名札の色と同じ色。

<下靴>

- ・白の運動靴とする。(かかとに必ず記名) 雨天、積雪時には長靴などを使用してもよい。

(3) 体操服・ジャージ・ハーフパンツについて

- ・体操服、ジャージ、ハーフパンツは、学校規定のものを使用する。
- ・体操服、ジャージには、胸に学校規定のネームを縫い付ける。【学年に合った色のネームを付ける。】

4 学習用具について

○筆箱

- ・派手でない物を使用する。
- ・金属製やプラスチック製は不可。
- ・キーホルダーやシール等はついたり貼ったりしない。

○筆記用具

- ・鉛筆2～3本、またはシャープペンシルを2本程度
- ・色ペン又は色鉛筆は赤・青・黒の3色程度
- ・名前ペン
- ・直定規
- ・下敷き(無地)
- ・蛍光ペンは1～2色程度

○消しゴム

- ・におい付きのものは不可。

○のり

- ・プリント類を貼るのに適した物。
- ・におい付きのものは不可。

○付箋・メモ帳

- ・ポイントをチェックしたり、学習を効率的に行ったりするために使用してもよい。

○はさみ、カッターナイフ(刃物類)

- ・絶対に持って来ない。使用する際は学校の物を貸与する。

○クリアファイル

- ・配布物や学習プリントを、保管したり持ち帰ったりするために使用します。

○タブレット端末

- ・家庭で充電し、ケースに入れて持ち運ぶ。

※すべての学習用具について、キャラクター等がデザインされた物は使用しない。
※ノートについては各教科のオリエンテーションの説明を聞き、適宜購入する。

輪之内中学校 1日の学校生活

活動	活動時刻	活動及び約束
登校	7:50	<ul style="list-style-type: none"> 決められた通学路を守る。(輪之内町安全マップ参照) 交通ルールやマナーを守る。「自分の命は自分で守る。仲間の命もみんなを守る。」を徹底する。 7:50に校舎が開錠される。 8:05には教室に入る。 8:10までには「生活記録」「自主学习」を提出する。
開拓タイム	8:10 8:20	<ul style="list-style-type: none"> 時期によって内容が変わる。(読書、合唱、学習等) 8:10には活動の準備をし、あいさつをして皆で始める。 読書では活字の本を黙読する。 合唱では、文化委員を中心に、整列→合唱→着席までを整然と行う。朗らかに心に響く合唱に取り組む。
朝の会	8:20 8:30	<ul style="list-style-type: none"> 学級の仲間が全員そろっているか、健康であるかを確認し、健康委員が健康観察表に記入する。 1日の学級の目標を決め、班会議で班や各自が努力することを確認する。
授業	8:40 12:30	<ul style="list-style-type: none"> 授業開始2分前には席につき、教科係が授業前学習を行う。 「はじめ」「おわり」のあいさつは大きな声でそろえて行う。 手を挙げるときはひじを伸ばしてまっすぐ上に挙げる。 「聴く、話す」姿勢を意識する。各教科から示されている、目指すべき「聴く、話す」姿勢について、教科係を中心につくる。
休み時間	各10分間	<ul style="list-style-type: none"> 次の授業の準備をする。 移動教室の場合は、授業前学習に間に合うように素早く移動する。 廊下は静かに歩く。特に校長室・職員室前は静かに移動する。 他の学級の教室や特別教室には入らない。
給食	12:30 12:45	<ul style="list-style-type: none"> ナフキンを準備し、手を洗って消毒する。 給食当番はエプロン、帽子、マスク、手袋を着用して配膳を行う。 給食当番は食缶のおかずをすべて盛り付ける。 給食当番以外の生徒もマスクをして席に座って静かに待つ。(35分までに) 「いただきます」のあいさつをする。 原則盛り付けられたものはすべて食べることとするが、食の細かい生徒や体調が悪い生徒は調節してもよい。 調節する場合は必ず担任に許可を得て、いただきます後に元の食缶に戻す。 食缶に戻した給食は、食べきれない生徒で取り分ける。 生徒同士での給食のやりとりはしない。
給食	13:00 13:05	<ul style="list-style-type: none"> 食べ終わった生徒から食器を片付ける。 みんなで席について、「ごちそうさまでした」のあいさつをする。 パントリーに食器、食缶を戻す。

昼 休 み	13:05	<ul style="list-style-type: none"> 自分の席で座って歯を磨く。 教科係は明日の授業予定を予定黒板に記入する。 グラウンドやボールを使用する生徒はルールを守り、安全に活動する。
	13:20	<ul style="list-style-type: none"> 時間を意識して行動し、5時間目の授業準備をする。
授 業	13:25	<ul style="list-style-type: none"> 5時間目の授業開始2分前には席につき、教科係が授業前学習を行う。 6時間目終了後、掃除場所に移動する。
	15:15	
掃 除	15:25	<ul style="list-style-type: none"> 「黙働掃除」…黙々と心を込めてひたむきに掃除に取り組む。 掃除の予鈴で掃除場所に移動、掃除道具をもって計画会を行う。計画会が終わった時点で黙働掃除を始める。
	15:35	<ul style="list-style-type: none"> チャイムが鳴るまで掃除を行い、鳴り終わってから反省会を行う。
帰 り の 会	15:45	<ul style="list-style-type: none"> 「生活記録」に明日の予定を黙って記録する。 今日の学級の目標の振り返りをする。また、班や個人でも振り返りをする。 「かがやき見つけ」の交流を行い、仲間の頑張りを認め、学び合う。
	16:00	<ul style="list-style-type: none"> 教科係や委員会からの連絡をする。
部 活 動	16:10	<ul style="list-style-type: none"> 活動開始時刻を守る。 欠席、遅刻の場合は、顧問又は部長に必ず連絡を入れる。 「はじめ」「おわり」のあいさつを大きな声で行う。 活動終了時刻を守り、完全下校時刻には校門の外に出る。 <p>グラウンド……………軟式野球部、サッカークラブ 町テニスコート…ソフトテニス部 中学校体育館…バスケットボール部、バレーボール部、バレーボールクラブ 町民体育館……………卓球部、バスケットボール部、バレーボール部、バレーボールクラブ 柔剣道場……………剣道部、音楽室など……………吹奏楽部、美術室……………美術部</p>
下 校		<ul style="list-style-type: none"> 安全に下校する。 決められた通学路を守る。(輪之内町安全マップ参照) 交通ルールやマナーを守る。「自分の命は自分で守る。仲間の命もみんなを守る。」 <p>下校時刻 3～9月…17:10 10月～2月 16:10</p>

※月・水曜日課は、昼休みが5分短くなり、掃除がありません。

◆朝・放課後の活動

	月	火	水	木	金
朝			収集 ボランティア	収集 ボランティア	
放課後	下校	部活動	下校	部活動	部活動

「当り前のことが当り前にできるために」 基本的な生活の約束

自転車通学について

「自分の命は自分でしっかりと守る」

輪之内中学校では徒歩通学を原則としていますが、「自転車通学申請」を提出し、許可を得ること
で自転車を使用しての通学ができます。その際、以下に示した交通ルールやマナーを守り、安全
意識を高める努力を行うことを約束します。違反等で自転車の使用が危険と認められた場合には、
自転車の使用許可を取り消すことがあります。

＜学校で決められた守るべき交通ルール＞

- ① ヘルメットを着用し、あごひもをしっかりと締める。(あごひも止めを二つとも上げる。)
- ② 並進をしない。斜めに並ぶこともしない。
- ③ 交差点などでは、一旦停止し、左右を確認する。
- ④ 道路は斜め横断をしない。
- ⑤ かばん等の荷物は、荷台にしばりつけるか背負う。または、黒かばんは背負い、サブバッグは前かごに入れる。(※前かごに重い荷物を入ると走行が不安定になるためです。)
- ⑥ 雨のときはカッパを着用し、傘は使用しない。
- ⑦ 暗くなったらライトを点灯し、車輪には反射板をつける。
- ⑧ ハンドルやブレーキレバー、荷台などの変形をしない。
- ⑨ 必要のない付属品をつけたりシールを貼ったり、着色したり落書きしたりしない。
- ⑩ 二人乗りや手ばなし運転など、危険な運転をしない。

＜ルールに違反した場合＞

- ①ヘルメットをかぶらない ②並進をする ③危険な横断 ④通学路違反 ⑤その他危険行為

※上記の違反行為・危険行為を繰り返した場合には、自転車の使用許可を取り消すことが
あります。

《自転車に関するルール》

通学に使用する自転車は、変形ハンドルや華美な付属品等を付けたものは使用しない。

- ① ハンドルはサドルよりやや高めにする。
- ② ライトを設備する。ペダルや車輪に反射板や夜光シールをつけ、
車体後部には離れたところからも確認できる反射板をつける。
- ③ スタンドは、垂直スタンドにする。
- ④ 変速切り替え装置はハンドルに切り替えレバーがついた内装5段
以下のものが望ましい。
- ⑤ 色は、シルバー、ブラック、ホワイトを基調とする。



《自転車保険の加入について》【令和4年10月より、加入が義務化されています。】

交通事故によるけがや対物破損などに備えて自転車保険に必ず加入する。

- ・TS マーク付帯保険 ・PTA24hour（学生・子ども総合保険） など

「輪中三宣言」・「輪中タブレット宣言」について

「輪中人権宣言」について

輪中人権宣言

- 一 相手の気持ちを考え、他人を傷つけるような言葉は言いません
- 一 ひとりぼっちをなくすため、見て見ぬふりはしません
- 一 あいさつを大切に、明るい輪中をつくっていきます

平成二十年一月八日
輪之内中学校生徒会

平成19年度生徒会が中心となり、「輪中人権宣言」を掲げました。全員が安心して生活ができ、温かい雰囲気のある学校にしようと生徒会が全校にアンケートをとり、意見をまとめてつくられました。これと同時期にPTAでも「輪中共育宣言」が掲げられ、生徒とPTAで協力して活動に取り組みました。



「輪中交通安全宣言」について

【2013.5.30 輪中交通安全宣言】

- 一 自転車に乗るときは一列になり、並進をしません。
- 一 2人乗りをせず、ヘルメットをしっかりとかがぶります。
- 一 交差点などでは、一旦停止し、左右を確認します。
- 一 危ない乗り方をしません。これらの交通安全のルールを守り、命を大切にします。

2013年5月30日 輪之内中学校 生徒一同

平成25年度輪之内中の校風委員が中心となり、「交通安全宣言」を策定しました。「自分たちの命を守り、地域の方に迷惑をかけないようにしたい。」という願いを集会の場だけで終わらせないようにするため、「2013・5・30 輪中交通安全宣言」を全校の約束として採択しました。

「輪之内町情報モラル宣言」について

輪之内町情報モラル宣言

私たちは、だれもが安全に、安心して（パソコン）携帯電話、通信型ゲーム機などを使うことができよう、みんなが話し合って約束をつりました。

- 一 家族との会話の時間を大切にします。家族で話し合い、約束を決めます。（家庭で決めた約束）
- 一 小学生は夜九時、中学生は夜十時以降は、使いません。
- 一 人を傷つける嫌なことや悪口は、書き込みません。
- 一 個人情報や個人が特定されるものは、ネット上に載せません。

平成十九年八月十日

輪之内町立榎木小学校 輪之内町立大蔵小学校 輪之内町立大蔵中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校 輪之内町立立川中学校

平成29年度輪之内中学校生徒会及び、各小学校児童会と教育委員会、PTA連合会が協力して「輪之内町情報モラル宣言」を策定しました。パソコン、携帯電話、ゲーム機などの通信情報機器については、マナーを守って安心して安全に使うことができるように、全校アンケートや情報モラルの学習を踏まえ、全校生徒で約束しました。

「輪中タブレット宣言」について

輪中タブレット宣言

- 必要な情報や疑問に思ったことを調べる時や発表の場面などで、みんなに分かりやすく説明するために使います。
- ゲームや音楽鑑賞など自己の娯楽のために使うのではなく、学習活動や生徒会活動をよりよくするために使います。
- 相手を尊重し、誰が見てもより良い使い方だと思える方をします。

制定 令和三年 九月三十日
改訂 令和六年 三月一日

輪之内中学校生徒会一同

令和5年度、生徒会執行部を中心にタブレットルールや使い方について見直しました。それにより、名称を「輪中タブレット宣言」とし、内容も一部改訂しました。各学級で話し合ったりアンケートを取ったりして使用上のマナーについても確認しました。今後も、定期的に自分たちの姿を見直す集会をしていきます。